			市町村
		［一～五　略］	六　補正予算債償還費
年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	ア　防災・減災・国土強靱化緊急対策事業分	［略］	［略］
	(ｱ)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度都道府県国土強靱化施策債六十・〇％分」という。）	［略］	［略］
	(ｲ)　(ｱ)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度都道府県国土強靱化施策債五十・〇％分」という。）	［略］	［略］
	イ　緊急自然災害防止対策事業分		［削る］
			2　平成十六年度から令和四年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

			市町村
		［一～五　同上］	六　補正予算債償還費
年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額		［同上］	［1　同上］
	(ｳ)　平成十四年度補正予算債	［同上］	［同上］
	ア　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十四年度市町村六十・〇％分」という。）		2　平成十六年度及び平成十四年度から令和三年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
	(ｱ)　平成十四年度市場公募都市（特別区及び平成十四年度において地方財政法第五条の五第一項の規定に基づき市場公募地方債を発行した指定都市をいう。以下同じ。）に係るもの		
	(ｲ)　平成十四年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		
	イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十四年度市町村五十・〇％分」という。）		